

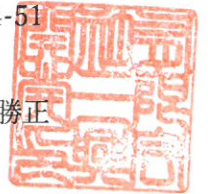
令和 7 年 8 月 7 日

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟
理事長 堀田 伸吾 様

新潟県新潟市西区上新栄町 5-14-51

有限会社 三興開発

代表取締役 西田 勝正



貴団体におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴団体より令和 7 年 8 月 4 日付け再々々申し入れ書について下記のとおり回答いたします。

第 1 第 2 条第 2 項について

「契約期間満了の 6 ケ月前までに、甲又は乙から相手方に対して、契約の更新をしない旨の通知がなされない場合、本契約は、同一条件にて契約を更新し、以降も同様とする。」に訂正します。

第 2 第 9 条第 1 号について

「乙の居住者全員が引き続き 3 ケ月以上建物に居住しなくなるとき、又は居住していないとき」に訂正します。

第 3 第 28 条について

「甲及び乙は、本契約における一切の紛争(調停による裁判手続きを含む)は、新潟簡易裁判所もしくは新潟地方裁判所を第一審の付加的合意管轄裁判所とする。」に訂正します。